

家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準案

資料3

平成27年4月の施行を目指している子ども・子育て支援新制度については、従来の認可保育所(利用定員20名以上)の枠組みに加え、小規模保育事業(6名～19名)、家庭的保育事業(5名以下)、保育が必要な者の家庭で保育を行う居宅訪問型保育事業、事業所内保育所を自社労働者の子どもに限らず地域の子どものみにも開放した場合の4つの類型につき、新たに市認可事業として事業類型が設けられることとなった。
家庭的保育事業等を行うに当たり、家庭的保育事業者等は、市の条例を遵守する必要があり、市の条例については国の省令にかかる「従うべき基準」、又は「参酌すべき基準」を鑑み定める必要がある。

地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)では、保育の増大に機動的に対応できるように、客観的な基準を定め、それに適合することを求められることとされ、①社会福祉法人、学校法人以外のものに対しては、経済的基盤、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。②その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、市が認可することとしている。

－基準類型－

従うべき基準【従う】	・職員の資格、員数 ・乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、機密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの。
参酌すべき基準【参酌】	上記以外のもの

項目	国基準案	基準類型	橋本市の基準案
各家庭的保育事業等に共通の事項	家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く)は利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。	従う	⇒ 国の基準どおり
	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、当該家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。	従う	⇒ 国の基準どおり
	その上で、特例として、食事の提供について、連携施設や同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を行うことも可能とする。また、離島などの地域においては学校、学校給食センターからの搬入も可とする。	従う	⇒ 国の基準どおり
	利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	参酌	⇒ 国の基準どおり

項目	国基準案	基準類型	橋本市の基準案
家庭的保育事業	家庭的保育事業は家庭的保育者の居宅その他の場所であって、以下の要件を満たす場所で実施するものとする。 ・保育を行う専用の部屋(9.9㎡以上(保育する乳幼児が3人を超える場合には1人につき3.3㎡を加えた面積))を設けること ・衛生的な調理設備及び便所を設けること ・同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上。代替地も可)があること ・火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的に行うこと	参酌 (調理設備に係る基準は「従う」)	⇒ 国の基準どおり
	家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合、3人以下の保育を行う場合であって家庭的保育補助者が調理を行う場合、搬入施設から食事を搬入する場合、調理員を置かないことができる。	従う	⇒ 国の基準どおり
	家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者ととも保育する場合には、5人以下とする。	従う	⇒ 国の基準どおり
	家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者が定める。(小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育も同様)	参酌	⇒ 国の基準どおり
	家庭的保育事業者は、保育指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。(小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育も同様)	従う	⇒ 国の基準どおり
小規模保育事業	乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所には、乳児室又はほふく室(1人につき3.3㎡以上であること)、調理設備及び便所を設けること。	参酌 (調理設備に係る基準は「従う」)	⇒ 国の基準どおり
	乳児室等を2階以上に設ける場合の建物は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備などが備わっているものとする。	参酌	⇒ 国の基準どおり
	満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型及びB型には、保育室又は遊戯室(1人につき1.98㎡以上であること)、屋外遊技場(1人につき3.3㎡以上であること)(代替地含む。)、調理設備及び便所を設けること。	参酌 (調理設備に係る基準は「従う」)	⇒ 国の基準どおり

項目	国基準案	基準類型	橋本市の基準案
	満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室(1人につき3.3㎡以上であること)、屋外遊技場(1人につき3.3㎡以上であること)(代替地含む。)、調理設備及び便所を設けること。	参酌 (調理設備に係る基準は「従う」)	⇒ 国の基準どおり
	小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	従う	⇒ 国の基準どおり
	小規模保育事業所A型については、保育士の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 ①乳児おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人 ③満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童おおむね30人につき1人	従う	⇒ 国の基準どおり
	小規模保育事業所B型には、保育士その他保育に従事する職員として市町村が行う研修を終了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	従う	⇒ 国の基準どおり
	小規模保育事業所B型の保育従事者の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数は保育士とする。 ①乳児おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人に1人 ③満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人に1人 ④満4歳以上の児童おおむね30人に1人	従う	⇒ 国の基準どおり
	小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	従う	⇒ 国の基準どおり
	小規模保育事業所C型においては、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には5人以下とする。	従う	⇒ 国の基準どおり
	小規模保育事業C型はその利用定員を6人以上10人以下とする。	従う	⇒ 国の基準どおり

項目	国基準案	基準類型	橋本市の基準案																										
居宅訪問型保育事業	居宅訪問型保育事業は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。 ①障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 ②子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 ③児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第5項に規定する措置に対応するために行う保育 ④母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要があると市町村が認める乳幼児に対する保育 ⑤離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難である	従う	⇒ 国の基準どおり																										
	居宅訪問型保育事業は、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人とする。	従う	⇒ 国の基準どおり																										
	居宅訪問型保育事業者は、保育を行う乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認める居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。	従う	⇒ 国の基準どおり																										
事業所内保育事業	事業所内保育事業者は、利用定員に応じ、本省令で定める数を踏まえて市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。	参酌	⇒ 国の基準どおり																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用定員数</th> <th>その他の乳児又は幼児の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1～5人</td><td>1人</td></tr> <tr><td>6人～7人</td><td>2人</td></tr> <tr><td>8人～10人</td><td>3人</td></tr> <tr><td>11人～15人</td><td>4人</td></tr> <tr><td>16人～20人</td><td>5人</td></tr> <tr><td>21人～25人</td><td>6人</td></tr> <tr><td>26人～30人</td><td>7人</td></tr> <tr><td>31人～40人</td><td>10人</td></tr> <tr><td>41人～50人</td><td>12人</td></tr> <tr><td>51人～60人</td><td>15人</td></tr> <tr><td>61人～70人</td><td>20人</td></tr> <tr><td>71人以上</td><td>20人</td></tr> </tbody> </table>			利用定員数	その他の乳児又は幼児の数	1～5人	1人	6人～7人	2人	8人～10人	3人	11人～15人	4人	16人～20人	5人	21人～25人	6人	26人～30人	7人	31人～40人	10人	41人～50人	12人	51人～60人	15人	61人～70人	20人	71人以上	20人
	利用定員数			その他の乳児又は幼児の数																									
	1～5人			1人																									
	6人～7人			2人																									
	8人～10人			3人																									
	11人～15人			4人																									
	16人～20人			5人																									
	21人～25人			6人																									
	26人～30人			7人																									
	31人～40人			10人																									
	41人～50人			12人																									
	51人～60人	15人																											
61人～70人	20人																												
71人以上	20人																												
乳児室等を2階以上に設ける場合の建物は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備などが備わっているものとする。	参酌	⇒ 国の基準どおり																											

項目	国基準案	基準類型	橋本市の基準案
	乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる保育所型事業所内保育所(利用定員20名以上)には、乳児室(1人につき1.65㎡以上であること)又はほふく室(1人につき3.3㎡以上であること)、医務室、調理室(保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。)及び便所を設ける。	参酌 (調理設備に係る基準は「従う」)	⇒ 国の基準どおり
	満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室(1人につき1.98㎡以上であること)、屋外遊戯室(代替地含む。1人につき3.3㎡以上であること)、調理室(保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。)及び便所を設けること。	参酌 (調理設備に係る基準は「従う」)	⇒ 国の基準どおり
	保育所型事業所内保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業や搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては調理員を置かないことができる。	従う	⇒ 国の基準どおり
	保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設を確保しないことができる。	従う	⇒ 国の基準どおり
	小規模型事業所内保育事業所(利用定員19人以下)には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修を終了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつた場合、調理員を置かないことができる。	従う	⇒ 国の基準どおり
	小規模型事業所内保育事業の保育従事者の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数は保育士とする。 ①乳児おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人に1人 ③満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人に1人 ④満4歳以上の児童おおむね30人に1人	従う	⇒ 国の基準どおり
経過措置	現在、自園で調理を行っていない場合については、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は経過措置として、食事の提供や調理員の配置の規定について適用しないことができる。	従う	⇒ 国の基準どおり
	連携施設の確保が著しく困難であつて子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると資料村が認める場合には、省令の施行の日から5年を経過するまでの間、確保しないことができる。	従う	⇒ 国の基準どおり
	小規模保育事業C型にあつては、省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、利用定員を6人～15人以下とすることができる。	従う	⇒ 国の基準どおり